



秋田県公報

目 次

告 示
非常災害発生区域等の指定(二七七・建築住宅課)

告 示

秋田県告示第一百七十七号
建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第八十五条第一項に規定する区域を次のとおり指定したので、建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)第二十六条第六号の規定により、告示する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

指定区域 森吉町小又字向川原地内
(関係図面は、省略し、建設交通部建築住宅課及び北秋田建設事務所建築課に備え置いて縦覧に供する。)

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千五百円
購読料金

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 (862) 876-6666
FAX (863) 876-6666
E-mail: matsubara@matsubarainstall.com
原松繁雄号